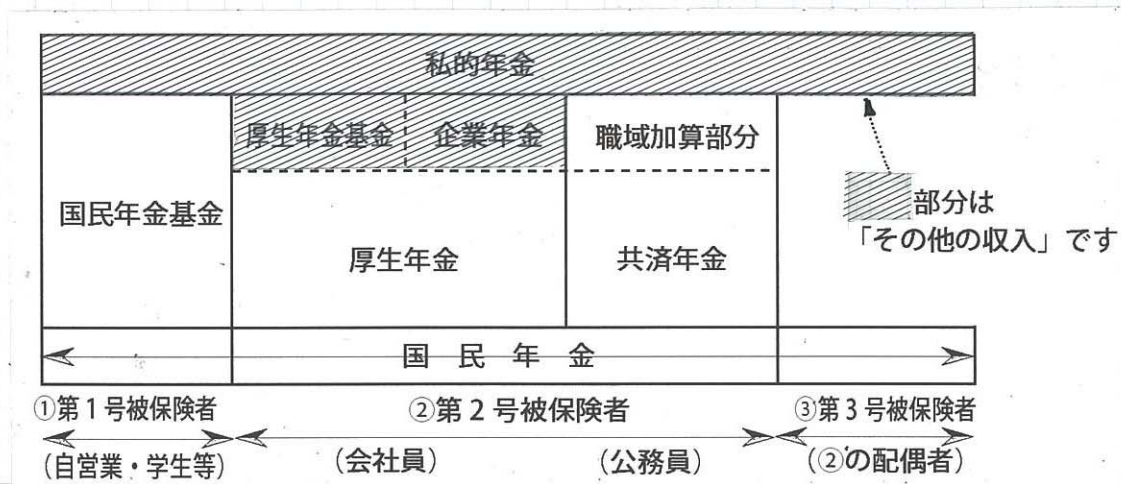


「年金」の記入、間違っていないか？

公的年金は偶数月に入ります。奇数月に記入している方が見受けられますが、それは間違い。私的年金や企業年金は「その他の収入」になりますのでご注意を！



- ①公的年金は、老齢年金だけでなく、障害年金、傷病年金、恩給もあります。これらを受けている場合も「年金」の欄に記入してください。
- ②私的年金（保険）を受け取った場合は「その他の収入」になりますが、年金（保険）金額が1,000万円以上になった場合、全体の平均値に影響が出てしまうので、記入しないでください。この他の1,000万円以上の収入も記入は不要です。
- ③「かけいぼニュース」集計欄（p.2）の「年金」に、△（マイナス）のついた数字が載ることがあります。これは、1年分の国民年金を一括して払った年度内に厚生年金に加入し、それ以降の国民年金が払い戻された場合と考えられます。

こぼれ話

学生の納付特例

…学生の年金を納められない時は…

- ★学生（20歳以上）で年金保険料を納められない時、申請すると保険料が全額免除され、10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。つまり、後払いOK（＝追納）という事です。ただし、3年を過ぎると利子（＝加算率）をつけて納めることになり、その率は年々上がります。
- ★万一、申請しないで障がい者になってしまった場合、障害年金が受けられません。ですから、保険料を納められない時は面倒でも区（市）役所に必ず申請に行きましょう。
- ★この学生納付特例は、毎年、申請が必要です。

